

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：統計局総務課、政策統括官室

<p>施策名</p>	<p>社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供</p>	<p>政策体系上の位置付け 6 国民の安心・安全の確保 政策25</p>
<p>施策の概要</p>	<p>ア 統計行政の基本的事項の企画・立案、社会・経済の実態に対応した統計が作成されるための調整 イ 統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保 ウ 統計データの利用の促進 エ 統計に関する国際協力の推進 オ 国勢の基本に関する統計の作成 カ 統計情報の的確な提供</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性) 各行政機関がそれぞれ統計調査を実施する分散型の統計機構において総務省は、統計に関する政府横断的な調整を行う機関として、統計制度の企画・立案、統計調査の計画の事前の審査・調整等を実施し、統計調査の重複排除等を行いつつ、統計の体系的整備を図っている。また、府省横断的な統計調査を実施する機関として、国勢の基本に関する統計の作成・提供を行っている。 これらは、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠である。</p> <p>(有効性) 「社会の情報基盤」としての公的統計の体系的かつ効率的な整備、その有用性の確保を図るため、統計法を全面的に改正する法案を平成19年通常国会に提出（同年5月に成立）したほか、統計調査に関する審査・調整も着実に実施されているなど、統計行政の基本的事項の企画・立案、社会・経済の実態に対応した統計作成のための調整の成果が上がっている。また、統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保、統計データの利用促進、統計に関する国際協力の推進に関する取組も順調・着実に進んでいる。 国勢の基本に関する統計の作成については、社会経済情勢と行政需要を踏まえた集計事項の充実、結果公表の早期化等を図っており、着実に実施されているものと判断される。なお、今後とも、統計需要や調査環境の変化に対応するため、統計制度改革の方向性を踏まえ、有識者による検討会等において引き続き調査方法の改善等幅広く検討を進める必要がある。また、統計情報の的確な提供についても、提供する統計情報を継続的に充実させるとともに、目標値を概ね上回るアクセスを受けており、的確な情報提供を行っている。 以上のとおり、総務省の取組は、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る上で有効。</p> <p>(効率性) 統計調査の効率的実施に資するための民間委託の推進に係る取組の成果が上がっているが、規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）等を踏まえ、統計調査の市場化テスト・民間開放を推進するため、統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定等に向けた取組の継続が必要。 また、家計調査について、パソコンを活用した審査方法の見直し等により結果の公表の早期化を行ったほか、政府統計の総合窓口である統計データ・ポータルサイトは毎年度経費を節減しつつアクセス件数15%以上増加という着実な伸びをみせているなど、国勢の基本に関する統計調査の実施・提供を効率的に行っている。 なお、統計調査に関する審査・調整、統計調査の実施体制の確保等のための取組を、総務省において政府横断的に一元的に行うことは、統計の体系的整備等を図る上で効率的である。 以上のとおり、総務省の取組は、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る上で効率的である。</p> <p>(反映の方向性) 新たな統計法制度の施行に向けた取組が必要。国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、産業構造の変化等に対応した統計整備を進める。統計調査の民間開放について、実証的な検証の事前実施等、調査ごとの特性に応じた更なる具体的検討を推進することが必要。情報通信技術の活用を促進し、調査客体及び統計ユーザーの利便向上を図る。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(基本目標)

社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。

(主な指標の状況)

主な指標		目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
各種研修受講者の満足度	地方業務研修(中央研修)	100%	18年度	98.5% (98.5%)	91.8% (98.2%)	89.4% (98.3%)
	登録調査員中央研修	80%		74.8% (90.5%)	66.4% (89.5%)	86.2% (97.2%)
	登録調査員地域ブロック別研修	80%		73.7% (99.4%)	72.9% (100%)	88.9% (100%)
※ () は無回答だった者を除いて算出した割合						
統計調査結果の提供状況	ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数	ファイル数: 約130万件 アクセス件数: 約270万件	18年度	約99万3000件 約304万4000件	約99万6000件 約370万5000件	約101万8000件 約321万8000件
	統計データ・ポータルサイトのアクセス件数	アクセス件数: 約90万件	18年度	約64万3000件	約77万3000件	約90万5000件

○統計調査の審査による主な改善事例

- ・作物統計調査において、実地調査の廃止・標本調査の導入に伴う調査票の簡素化及び調査事項の縮減を承認。
- ・観光立国の推進に向けた観光政策の基礎資料とすることを目的とした「宿泊旅行統計調査」を承認し、観光統計体系の整備を推進。

○統計調査等を11件実施(平成18年度目標: 11件実施)したほか、統計調査の民間開放など統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善に資するための各種取組を実施している。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日閣議決定	(サービス統計の拡充) サービス統計の抜本的拡充を図る。 (統計制度改革) 統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出する。
	規制改革・民間開放推進三か年計画(再改定)	平成18年3月31日閣議決定	○総務省は、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。 ○指定統計調査について、平成19年度までに(平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次)市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。
	公共サービス改革基本方針(改定)	平成18年12月22日閣議決定	○科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から(同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次)可能とするために必要な措置を講じる。 ○総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。